

令和5年 **9月以降**も

「**新型コロナウイルスワクチン  
個別接種促進のための支援事業**」が  
**継続されます！**



必ずご覧ください！

## 1. 支援内容

以下の要件①及び②を満たした週における  
「**接種回数×2,000円**」を支援

<要件①>

週100回以上の接種を4週間以上実施した**診療所**であること

<要件②>

週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、  
少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる  
接種体制を用意していること

## 2. 支援期間

- ・令和5年7月3日（月）～9月3日（日）接種分
- ・令和5年9月4日（月）～11月5日（日）接種分
- ・令和5年11月6日（月）～12月31日（日）接種分

## 3. 提出先

診療所の所在する市町村へ提出してください。

<お問い合わせ先>

診療所の所在する市町村の窓口へお問合せください。



# 対象となる事例（診療所）



## 【要件】

- ・週100回以上の接種を各期別の間に4週間以上行う場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、2,000円/回を交付
- ・週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

## 例：R5.9.4～R5.11.5

期間	月	火	水	木	金	土	日	計	週100回以上	時間外等接種体制	支援対象
9/4～9/10	20	10	10	10	40			90	×	○	×
9/11～9/17	30	10	10	30	20	20		120	○	○	○
9/18～9/24	10	10	20	30	20			90	×	○	×
9/25～10/8	30	30	10	20	50			140	○	○	○
10/9～10/15	20	20	30	20	20			110	○	○	○
10/16～10/22	20	20	20	20	20			100	○	×	×
10/23～10/29	20	30	30	20	10			110	○	○	○
10/30～11/5	20	10	20	10	10			70	×	×	×

※アンダーライン部分は、時間外、夜間または休日の接種体制を用意している日を想定

## ¥ 請求金額

@2,000円×(120回+140回+110回+110回) = **960,000円**

※「時間外、夜間または休日」の定義は、以下のとおりです。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

加えて、土曜日も休日として取り扱う。

（医療機関の診療日に関わらない）

※「接種体制を用意」の定義は、以下のとおりです。

・時間外、夜間または休日のいずれかにおいて、接種に必要な人員が確保されていることを指します。

・当初に予定していた時間よりずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において時間外、夜間の時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。